

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(地域の地理的特徴等)

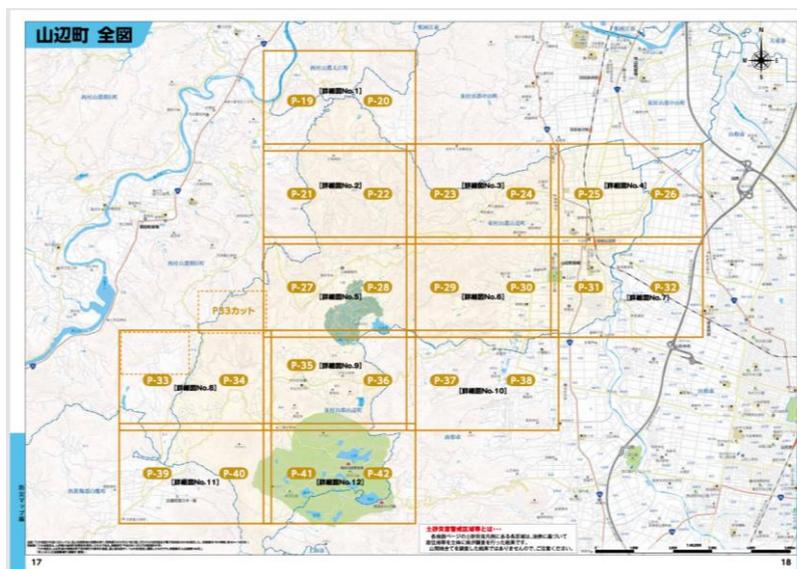
山辺町は、山形県のほぼ中央にあたる山形盆地の南西部に位置し、県都山形市の北西に隣接している。地形は、南西に出羽丘陵の白鷹山、西黒森山、東黒森山、鳥海山を擁し、これらの山々から流れる須川に向かって傾斜している。須川左岸に広がるなだらかな東斜面に市街地が形成され、河川沿いには田園地帯が開けている。また、町の西部の中山間地域は、大小の湖沼が点在し、緑豊かな森林や湧水とともに美しい自然景観を作り出している。町の総面積は61.45㎢で、東西、南北とも11.85km、周囲は50kmである。交通アクセスは、東北中央自動車道の山形中央ICより車で5分、山形駅からJR左沢線で15分、山形空港から車で30分と、交通至便な地域である。

【洪水・土砂災害：防災マップ】

本町では、水害、土砂災害などの自然災害を予測し、その被害範囲を地図にした下記防災マップを作成している。

- ・山辺町防災マップ [洪水・土砂災害]

(URL) <https://www.town.yamanobe.yamagata.jp/soshiki/29/disasterpreventionmap.html>



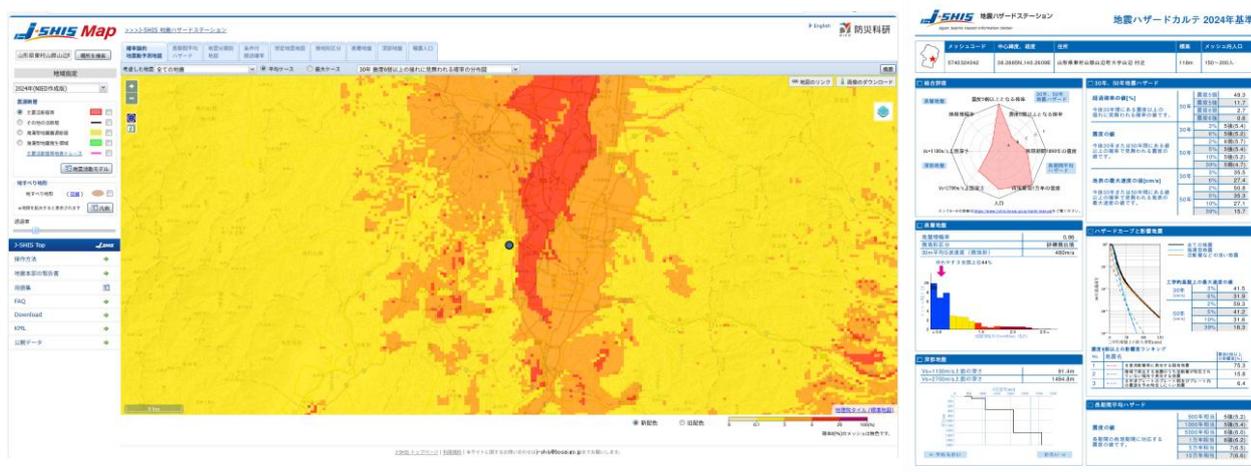
○令和2年7月豪雨被害状況

被害状況	件数等
人的被害	なし
避難者	最大 742 人、338 世帯
建物被害	住家 : 一部損壊 1 棟 床上浸水 1 棟 床下浸水 46 棟 非住家 : 浸水 31 棟
農作物被害	冠水 0.6ha 樹木の枝折れ 0.9ha 施設半壊 1 件 農業用機械 10 台
農業用施設	農地 65 箇所 法面崩落 11 箇所 農道 10 箇所 水路損壊 17 箇所

	頭首工損壊 3 箇所
森林関係	森林公園内通路崩落 1 箇所 林道法面崩落 3 箇所
道路被害	決壊：県道 6 箇所 欠損：町道 30 箇所
商工業関係施設	浸水 16 件
教育関連施設	浸水 1 件
その他被害	停電 14 戸

### 【地震：J-SHIS】

地震ハザードステーション 2024 年（NIED 作成）の確率論的地震動予想地図によると、今後 30 年間の震度 6 弱以上の地震の発生率は、2.7%の確率となっている。



### 【感染症リスク】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

#### (2) 商工業者の状況

- 管内商工業者数 400 人
- 小規模事業者数 350 人

### 【内訳】

業者		商工業者数	小規模事業者数
商 工 業 者	農林漁業	8	7
	建設業	78	77
	製造業	60	51
	情報通信業	1	1
	運輸業、郵便業	4	4
	卸売業、小売業	115	92
	金融業、保険業	4	4
	不動産業、物品賃借業	10	9
	学術研究、専門・技術サービス業	8	8

宿泊業、飲食サービス業	31	25
生活関連サービス業、娯楽業	46	43
教育、学習支援業	8	7
医療、福祉	10	10
複合サービス業	4	2
サービス業（他に分類されないもの）	13	10
合計	400	350

※令和3年経済センサス-活動調査より

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・山辺町地域防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・山辺町防災マップの作成
- ・防災備品の備蓄
- ・防災行政無線の設置

2) 当会の取組

- ・事業所 BCP 等に関する国の施策等の周知
- ・事業所 BCP 等に関する策定支援
- ・損害保険への加入促進

## II 課題

当町における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

(1) 事業所 BCP 等の策定が進んでいない

事業所 BCP の町全体の取組状況は、まだ普及啓発段階であり、事業所独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化していないのが実態である。

また、普及・啓発活動についても、町、商工会の連携による取組がなされていないため、更なる推進のためには連携による取組強化を図る必要性がある。

(2) マンパワー及び策定支援スキル不足

事業所 BCP 策定を推進するノウハウを持った人員が不足している。日頃の巡回・窓口相談においては通常の経営支援の他、経営発達支援計画に伴う支援、各種補助金支援等も行っていることから、事業所の BCP 策定支援まで積極的に推進できていない現状である。

(3) 感染症へのリスク管理不足

これまでに国・県・町で新型コロナウイルス感染対策に係る補助金支援等を行ってきたが、管内小規模事業者に関しては、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスク等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての損害保険への加入等が不足している。そのため、万が一に備えるためにこれらの必要性について浸透させる必要がある。

## III 目標

山辺町地域防災計画に基づき、想定される大規模自然災害等に備えた中小・小規模事業者に対する事前防災や事後の復旧の対策について、町・商工会が一体となって取り組む。特に町内小規模事業者

に対して事業継続力強化のため、以下の取組を実施する。

(1) 管内小規模事業者への BCP 等の策定支援の強化

災害リスクを認識させ事前対策の必要性を周知するとともに、職員の支援スキルの向上及び専門家や損害保険会社等との連携による個社支援の体制を構築することで、小規模事業者の BCP 等の策定支援体制を強化する。

(2) 応急対策・復興支援を行うための体制構築

発災時における連絡体制を円滑に行うため、町、商工会との間における被害情報報告ルートを確立する。また、速やかな応急・復興支援策を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症対策・施策の周知

管内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

当町の地域防災計画と本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

・ 巡回や窓口での経営指導時に当町のハザードマップ等を用いて、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスクや災害の影響を軽減するための取組（各種損害保険等への加入、行政支援策の活用等）について説明する。

・ 管内小規模事業者を対象に BCP 策定セミナーや保険相談会を開催する。

・ 全会員発送や商工会ホームページ等を活用し、国等の施策の紹介、リスク対策の必要性及びそれらに備えるための各種損害保険等への加入の促進、事業者 BCP に取り組んでいる事業者の紹介等を行う。

・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- 2) 商工会自身の事業継続計画の作成
- 山辺町商工会事業継続計画を令和9年度中に作成する。
- 3) 関係団体等との連携
- 職員向け研修会を始めBCP策定セミナーや個別支援について専門家と連携を図り実施する。
  - 損害保険会社等の専門家の派遣を依頼し、管内小規模事業者を対象としたリスクファイナンス対策のセミナーや個別支援を実施する。
  - 関係機関への普及啓発ポスター掲示の依頼を行う。
- 4) フォローアップ
- 管内小規模事業者の事業者BCP等の取組状況を確認。
  - 町、商工会の職員間で適宜情報交換を行い、状況確認や改善点等について協議する。
- 5) 当該計画に係る訓練の実施
- 自然災害が発生したと仮定して、当町との連絡ルートの確認を行う。(訓練は必要に応じて実施する)

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

[安否確認の対象と目安時間]

団体名	内容
山辺町産業課	○職員：発生後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
山辺町商工会	○職員：発生後1時間以内にLINEグループにて確認 ○役員：1日以内に携帯電話等で確認 ○会員：2日以内に役員を通じ地区ごとの会員安否を確認

※「商工会災害状況報告システム」を活用し、被害状況を随時データベース化する。

[安否及び業務従事可否確認結果の連絡窓口]

団体名	連絡窓口		報告先
	第1順位	第2順位	
山辺町産業課	産業課長	商工振興係長	山辺町災害対策本部
山辺町商工会	事務局長	商工振興係長	山形県商工会連合会

※確認結果を第1順位者もしくは第2順位者へ報告する。報告を受けた第1順位者もしくは第2順位者間で、情報の共有を行う。

2) 応急対策の方針決定

被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	応急対応の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>管内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>被害調査・経営課題の把握業務</li> <li>復興支援策を活用するための</li> </ul>

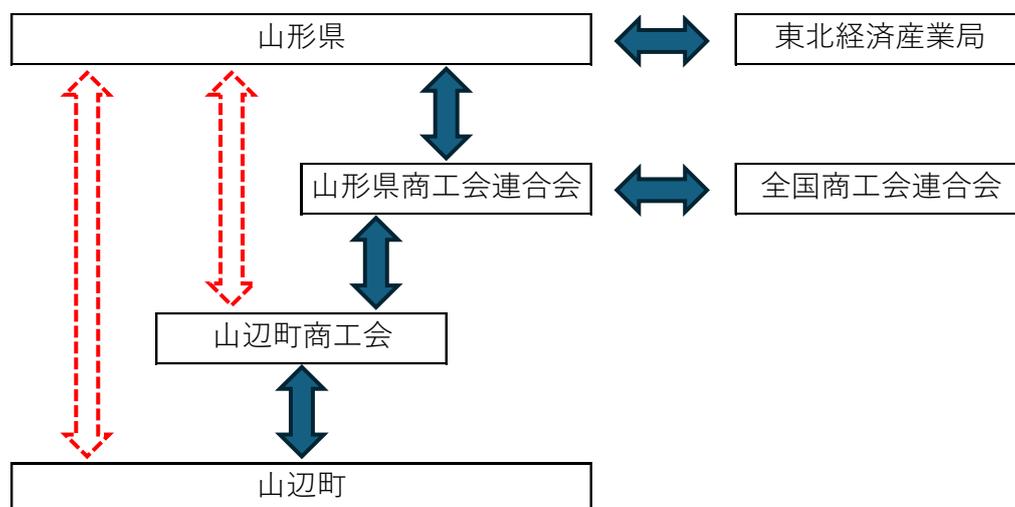
	が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡が取れない、もしくは、交通網の遮断等により確認が取れない。	支援業務
被害がある	・管内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内1%未満の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害調査、経営課題の把握業務
ほぼ被害がない	目立った報告の被害がない。	特に行わない

[町と商工会における被害情報等の共有頻度]

期 間	情報共有の間隔
発災後～1週間	1日に2回（10時、16時）共有する
1週間～2週間	1日に1回（16時）共有する
2週間以降	被害状況により判断

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- 1) 自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。また、自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決定する。
- 2) 当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 3) 当会と当町が共有した情報を、山形県の指定する方法にて当会又は当町より山形県へ報告する。
- 4) 感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を山形県の指定する方法にて当会又は当町より山形県へ報告する。
- 5) 被害状況等については商工会災害システムを活用し、山形県商工会連合会を通して全国商工会連合会へ情報の共有を行う。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

1) 特別相談窓口の開設

- ・当会は町と協議の上、安全性が確認された場所において特別相談窓口を開設する。
- ・国や山形県、山形県商工会連合会からの要請があった場合においても特別相談窓口を設置する。

2) 管内小規模事業者の被害状況の確認

- ・災害発生後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

○時間経過とともに必要となる被害調査等

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象に LINE、Eメール、携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災地区の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住宅被害・商工被害) 間接被害の大まかな確認調査 (再開可否・商品原材料調達状況、風評等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開・資金繰り・保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

3) 被害事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策(国・県・町等の施策)について、相談窓口をはじめとして、巡回訪問、全会員発送、ホームページ等により、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- 1) 山形県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

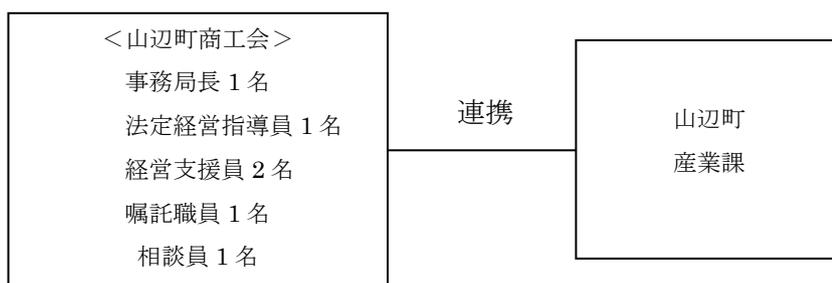
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 江口 龍道 連絡先 山辺町商工会 TEL:023-664-5939

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

山辺町商工会

〒990-0301 山形県東村山郡山辺町大字山辺 50

TEL: 023-664-5939 FAX: 023-664-5634

E-mail: yamanobe@shokokai-yamagata.or.jp

②関係市町村

山辺町産業課

〒990-0301 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘 5 番地

TEL: 023-664-1106 FAX: 023-664-1108

E-mail: sangyou@town.yamanobe.yamagata.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・BCPセミナー 開催費	150	150	150	150	150
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・パンフ・チラシ 作成費	50	50	50	50	50
・防災、感染防 止対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
補助金・委託料 (国・山形県・山辺町)、自己財源 (会費収入、手数料・受託料収入、雑収入)

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

